

第1章 控除対象特定非営利活動法人（指定NPO法人） 制度の概要

1 控除対象特定非営利活動法人（以下、「指定NPO法人」という。）制度の概要

不特定かつ多数のものの利益増進に寄与することを目的に活動する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、幅広い活動により地域社会の担い手として大きな役割を果たしています。

一方で、多くのNPO法人は、活動資金の不足や人材確保等の課題を抱えており、平成23年度、NPO法人への寄附を促すため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）における認定制度のほか、地方税法（昭和25年法律第226号）においては、NPO法人が受け入れる寄附金のうち、同法第37条の2第1項第4号に掲げる個人住民税の控除対象となる寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）について、都道府県が定めることができる制度が創設されたところです。

こうした状況を踏まえ、本県においても、NPO法人の自立的活動を一層支援することを目的に、学識経験者等から構成するNPO活動基盤強化支援事業推進委員会を設置し、平成25年11月からNPO法人の指定手続等について検討を行い、その結果等を踏まえ、「青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例」（以下、「条例」という。）を平成27年3月25日に公布し、平成27年6月1日に施行しました。

(1) 指定NPO法人とは

指定NPO法人とは、控除対象寄附金が青森県条例で定められた場合において、その控除対象寄附金を受け入れるNPO法人として名称及び主たる事務所の所在地が当該青森県条例において定められたNPO法人をいいます（条例2）。

(2) 指定NPO法人になることによるメリット

① 個人寄附者に対する税制上の措置

個人が指定NPO法人に対し、その指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、個人県民税において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2④四）。

② 認定NPO法人の認定要件の一部に適合

指定NPO法人は、認定NPO法人の認定基準のうちパブリック・サポート・テスト（PST）基準^{*}に適合することとなります。（法45①一ハ）。

（※PST基準とは、広く県民から支援を受けているかどうかを判断するための基準です）

(3) 指定基準

指定NPO法人になるためには、次に掲げる基準に適合する必要があります（条例4）。

① 県内に主たる事務所がある

② 県内で特定非営利活動を行っている

③ パブリック・サポート・テスト（PST）基準に適合している

次に掲げるア、イのいずれかに適合し、かつ、ウ、エのいずれかに適合している

ア 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10分の1以上である

イ 1,000円以上の寄附金を年平均30人以上から受け、寄附金の総額が年平均15万円以上である
かつ

ウ 国、地方公共団体、独立行政法人等の補助・委託事業を年平均1件以上実施している

エ 延べ4時間以上稼働したボランティアの実人数が年平均25人以上で年間総稼働時間が年平均200時間以上である

④ 県民周知の取組を行っている

次に掲げるア、イのいずれかに適合すること

ア 県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行される日刊新聞紙又は県内で放送されるラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組を通じた事業活動の情報提供が年2回以上であ

る

イ 事業活動に関する県民を対象とした催しの開催数が年4回以上である

- ⑤ 事業活動のうちの共益的な活動の占める割合が50%未満である
- ⑥ 運営組織及び経理が適切である
- ⑦ 事業活動の内容が適正である
- ⑧ 情報公開が適切である
- ⑨ 法人の情報をインターネットで公表している
- ⑩ 事業報告書等を知事に提出している
- ⑪ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない
- ⑫ 設立の日から1年を超える期間が経過している
- ⑬ 欠格事由に該当していない

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は指定NPO法人になることができません。

ア 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるNPO法人

(ア) 指定NPO法人が条例第16条第1項各号(第1号、第4号~第6号、第9号を除く。イにおいて同じ。)又は第2項各号いずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 法、暴力団員不当行為防止法若しくは青森県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」という。)

イ 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しないNPO法人

ウ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているNPO法人

エ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分終了の日から3年を経過しないNPO法人

オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないNPO法人

カ 暴力団に該当している、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるNPO法人

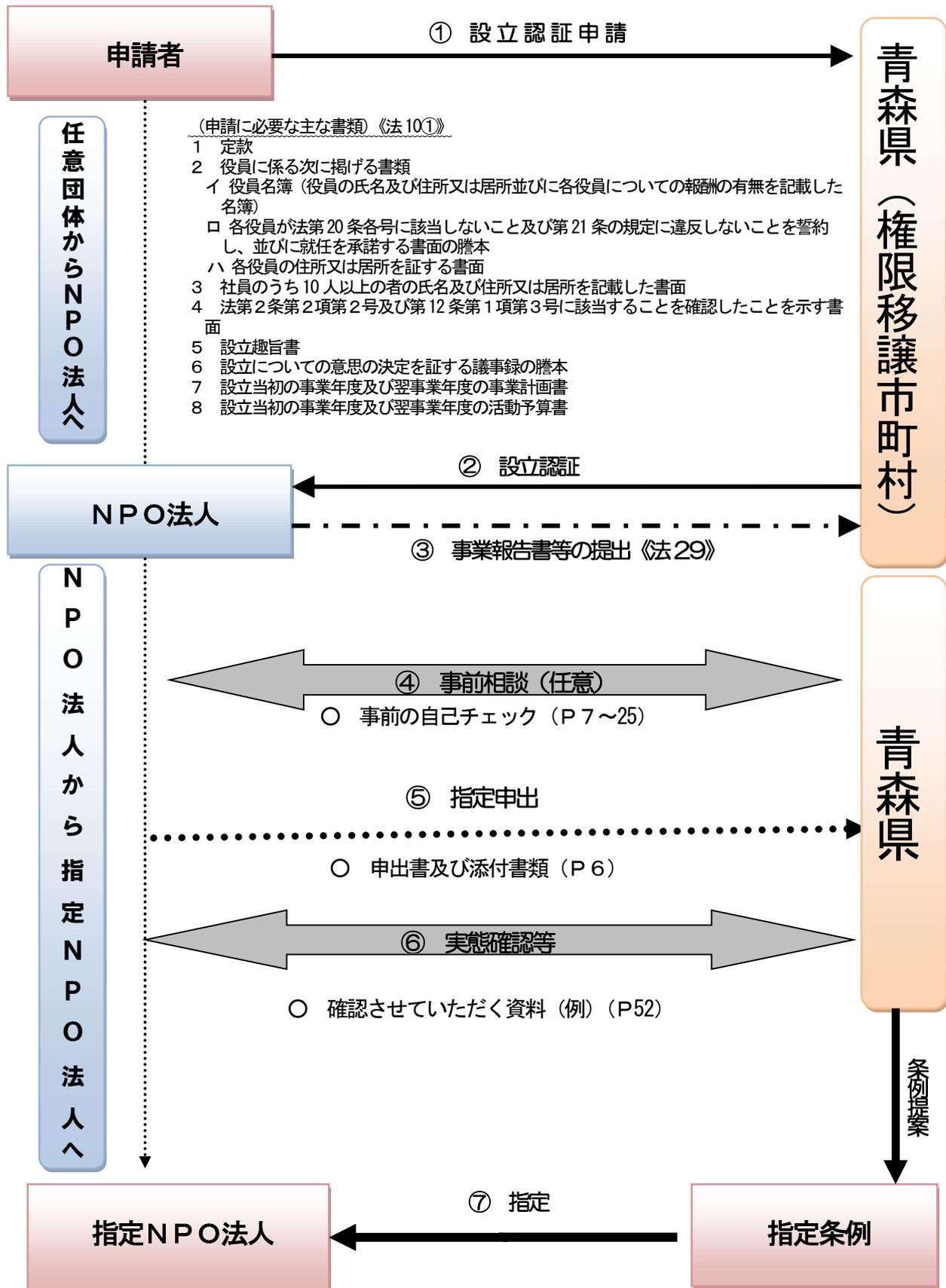
(4) 指定の効力の生じる期間等

指定の効力の生じる期間は、指定条例が県議会で可決され、指定の効力を生じた日(指定条例の施行日)から指定の効力を生じた日の属する翌月の初日から起算して5年間となります(条例7①)。

なお、指定の効力の生じる期間満了後、引き続き指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、規則で定める期間に、知事に継続の申出を行い、基準に適合する旨の通知を受ける必要があります(条例7①)。

導 入 編

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、条例で定めるところにより、青森県に提出することとされています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4十二）。

◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類（条例で定める書類）

申 出 書	
記 載 事 項	① 申請者（NPO法人）の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地と県内のその他の事務所の所在地
	④ 設立年月日
	⑤ 申出者（NPO法人）が現に行っている事業の概要
	⑥ ⑤の事業を行っている地域

申 出 書 の 添 付 書 類
① 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
② 指定基準に適合する旨を説明する書類
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（参考）

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類
① 事業報告書
② 財産目録
③ 貸借対照表
④ 活動計算書
⑤ 年間役員名簿
⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

※認証NPO法人として、青森県又は権限移譲市町村に既に提出している書類は、再度提出する必要はありません。